

「令和6年度千葉市子育て世帯訪問支援事業」委託事業者募集要項

1 事業の概要

市が本事業による支援が必要と認めた子育て家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施するもの。この募集は、当該事業において千葉市からの依頼に基づき、訪問支援員を派遣する委託事業者を選定するために行うものである。

2 委託業務

(1) 業務名

令和6年度千葉市子育て世帯訪問支援事業

(2) 内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託料

費目等	支払要件	金額
1 個別ケース検討会議等への出席	1 派遣期間開始前に行う会議に出席する場合 1回かつ1人まで 2 派遣期間の延長の可否を検討するための個別ケース検討会議等に出席する場合 通算の派遣期間が3か月を超える毎に1回まで（1回の会議につき1人まで）	3,000 円
2 訪問支援員の派遣	訪問支援員が派遣され、支援が行われた場合	支援員1人1時間につき3,000 円
3 訪問支援の中止	訪問支援員の派遣が予定されていたが、対象家庭の都合により派遣を中止した場合（ただし、事前に連絡がなかった場合に限る。）	3,000 円

上記の金額は派遣先までの交通費を含むものとするが、生活必需品の買い物の代行や同行補助等について、支援の中で移動のための交通費や生活必需品の購入費用等を要する場合は、利用者が当該実費相当額を負担する。

4 対象とする事業者の要件

次に掲げる要件を全て満たし、本事業を実施できる事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉県内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - キ 千葉県内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉県税（延滞金を含む）を完納していないもの
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属している者でないこと。
- (3) その代表者等（法人にあつてはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人でないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 千葉県内に活動拠点となる事業所があること。
- (7) 次のいずれかに該当する事業者
 - (ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者
 - (イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
 - (ウ) 法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者
 - (エ) 法第44条の2に規定する児童家庭支援センターを運営する者
 - (オ) 居宅を訪問する事業において、家事支援又は育児支援の事業実績があり、事業開始から1年以上の派遣実績がある事業者
- (8) 仕様書に規定する支援が提供できる者であること。
- (9) 市との適切な連絡体制が確保できる者であること。
- (10) 次の各号のいずれにも該当せず、本事業による支援を適切に行う能力を有する訪問支援員を派遣できること。

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）、及びその他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(ウ) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は法第33の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

6 申込方法

応募を希望する者は、事前にこども家庭支援課組織アドレス宛に申し込み希望の旨をメールで連絡すること。その後、当課より仕様書及び申請書類のデータを送付するので、業務内容の詳細を確認の上、下記により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年2月28日（金）

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

(3) 提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市こども未来局こども未来部こども家庭支援課（千葉市役所本庁舎8階）

kateishien.CFC@city.chiba.lg.jp

(4) 提出書類

(ア) 申請書（様式1）

(イ) 事業所情報提供書（様式2）

(ウ) 指定書等の写し

7 審査方法及び契約手続き

提出された関係書類に基づき、こども家庭支援課が随時審査を行い、対象とする事業者の要件をすべて満たす事業者に委託契約の手続きを案内する。

なお、対象要件を満たさない事業者へは、こども家庭支援課より連絡することとする。

8 その他

(1) 提出書類の作成及び提出にかかる費用は、事業者の負担とする。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合、無効とする。また、重大な不備がある場合は、無

効とすることがある。

(3) 委託契約を締結した事業者すべてに発注を約束するものではないため、留意すること。